

ストック・オプションの付与について

日立製作所は、2001年4月27日開催の取締役会において、企業価値の増大に向けて、取締役及び従業員の意欲や士気を一層高めることを目的として、商法第280条ノ19に定める新株引受権を下記の通り付与することを決議しました。

記

1. 新株引受権の付与の対象者

権利付与の時に在任する当社取締役13名並びに上席常務、常務、理事及びフェロー64名の合計77名。

2. 新株引受権の目的たる株式の額面無額面の別及び種類

当社額面普通株式

3. 新株引受権の目的たる株式の数

合計1,090,000株を上限とする。一人当りの付与株数は、以下の通りである。

取締役会長・取締役社長：40,000株、取締役副社長：30,000株、専務取締役：20,000株、上席常務：16,000株、常務：14,000株、理事：10,000～14,000株、フェロー：14,000株

4. 新株引受権の目的たる株式の発行価額

権利付与日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の各日の終値（気配表示を含む。以下、「終値」という。）の平均値（終値のない日数を除く。）又は権利付与日の終値（終値がない場合はその前日以前の各取引日に成立した終値のうち権利付与日に最も近い日の終値）のどちらか低くない方に1.05を乗じた金額とする（1円未満の端数は切り上げる。）

なお、権利付与日以降、当社が時価を下回る払込価額をもって普通株式を発行する場合（取締役又は従業員に付与された新株引受権の行使によるものを除く。）には、次の算式により発行価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。当社が時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換できる証券又は時価を下回る価額をもって新株を引き受ける権利を付与された証券を発行する場合も同様とする。

$$\begin{array}{l} \text{調整後} \\ \text{発行価額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{調整前} \\ \text{発行価額} \end{array} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{1 \text{株当り時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

また、当社が株式分割又は併合を行う場合には、次の算式により発行価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{array}{rcl} \text{調整後} & & \text{調整前} \\ \text{発行価額} & = & \text{発行価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は併合の比率}} \end{array}$$

5. 新株引受権の行使期間

権利付与日から1年間が経過した日から4年間。

6. 新株引受権の行使条件

新株引受権を付与された者は、取締役又は従業員の地位を失った後も、6ヵ月間に限り、新株引受権を行使することができる。但し、新株引受権を付与された者が死亡した場合には、その者の権利は即時失効する。

その他の権利行使条件については、当社と付与対象者との間で締結する権利付与契約に定める。

(注) 上記の内容は、2001年6月27日開催予定の当社第132回定時株主総会において、新株引受権の付与が承認されることを条件としています。

以 上